特別養護老人ホーム　えんゆうの郷

重要事項説明書

（ユニット型指定介護老人福祉施設）

社会福祉法人　誠光福祉会

重要事項説明書

当施設は、介護保険の指定を受けています。
介護保険事業所番号　２５７０６０１４６４

指定介護老人福祉施設　特別養護老人ホーム　えんゆうの郷　は入居者に対して日常生活介護サービスを提供いたします。
施設の概要及び提供するサービスの内容、契約についてお願いしたいことを次のとおり説明いたします。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護３」「要介護４」「要介護５」と認定された方が対象となります。

１．施設経営法人

（１）　法人名　　社会福祉法人　誠光福祉会

（２）　法人所在地　　滋賀県草津市南山田町 761 番地

（３）　代表者氏名　　理事長　　蔭山　清司

２．ご利用施設

（１）　施設の種類　　指定介護老人福祉施設

（２）　施設の目的　　施設サービス計画に基づいた総合的福祉サービスの提供

（３）　施設の名称　　特別養護老人ホーム　えんゆうの郷

（４）　施設の所在地　　滋賀県草津市南山田町　761 番地

（５）　電話番号　　077－598－1866

（６）　管理者氏名　　施設長　　吉久　洋平

（７）　施設の運営方針　「柔軟な発想と思考を持ち､介護の常識に挑戦し続けることで、全ての人が希望を持てる未来を」

基本方針　能力　「全職員の能力を結集し、利用者・家族が自分らしい人生を送れるよう全力で支援する」

文化　「他施設が取り組んでいないこと、新しいことに常にチャレンジする」

大義　「ここに集う全ての人々の幸せを追求する」

（８）　開設年月　　平成 29 年 4 月 17 日

（９）　入所定員　　130 人（個室ユニット型介護老人福祉施設）
（13 ユニット　1 ユニットあたり定員 10 人）

３．居室の概要

〈　居室等の概要　〉

当施設では以下の居室、設備をご用意しています。ご利用される居室は、すべて個室となります。ユニット毎に必要な設備を整えております

居室･設備の種類	室　数	備　考
個室（1 人部屋）	130 室	指定基準 10.65 ㎡を全室満たしています。
居室合計	130 室	
共同生活室	13 室	ユニット毎に設けています。
洗面設備	26 ヶ所	ユニット毎に 2 ヶ所
便所	30 ヶ所	ユニット毎に 2～3 ヶ所
浴室	14 ヶ所	ユニット毎に個浴１３、特殊浴１
健康支援室 （医務室）	2 室	
防災設備	スプリンクラー 火災自動通報システム	非常階段、防災用品

☆居室の変更：ご入居者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。

４．職員の配置状況

当施設では、ご入居者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈 主な職員の配置状況 〉　　令和８年８月１日現在

職　　種	資格	指定基準	配置
施設長（管理者）	介護支援専門員	１名	１名
副施設長			３名
生活相談員	社会福祉士	１名以上	２名
機能訓練指導員	理学療法士等	１名以上	２名
管理栄養士	管理栄養士	１名以上	３名
介護支援専門員	介護支援専門員	２名以上	４名
ユニットリーダー		各ユニット１名	13 名
介護職員	介護福祉士 初任者研修	入居者：職員＝３：１ 44 名以上	50 名以上
嘱託医師	医師	１名以上	２名
看護職員	看護師・准看護師	４名以上	８名
宿直職員			３名

※　職員配置については、指定基準を遵守しています。人数は、常勤換算で表記しています。

〈 主な職務内容 〉

職種	主な職務内容
施設長(管理者) 副施設長	ホーム全般の管理・運営
生活相談員	ご入居者に対する生活・介護全般に関する相談・援助 地域の他の関係諸団体との連携・調整
機能訓練指導員	ご入居者の日常生活を営むために必要な機能を改善、または現状の能力の維持や減退の防止のために訓練
管理栄養士	ご入居者の栄養状態・健康状況・嗜好などを把握した上での献立の作成、栄養管理・指導等
介護支援専門員	ご入居者の施設サービス計画作成
ユニットリーダー	担当ユニットの施設介護サービスの統括及び職員の指導教育
介護職員	施設サービス計画に基づく、ご入居者の日常生活の介護・援助
嘱託医師	施設において、ご入居者の健康管理に対する助言及び療養上の指導等
看護職員	ご入居者の健康管理・健康相談医師の指示に基づく医療処置

宿直職員	施設内外の巡回警備、電話対応、救急対応時の通報・救急車誘導等

〈 主な職種の勤務体制 〉

職　種	勤務体制	
嘱託医師	毎週１回　15:00　～　17:00	
介護職員	早出　1	6:00　～　15:00
	早出　2	7:00　～　16:00
	日勤　1	8:30　～　17:30
	日勤　2	9:30　～　18:30
	日勤　3	8:00　～　17:00
	遅出　1	10:30　～　19:30
	遅出　2	12:00　～　21:00
	遅出　3	13:00　～　22:00
	夜勤　1	22:00　～　7:00
	夜勤　2	16：30　～ 9：00
生活相談員 機能訓練指導員 管理栄養士 介護支援専門員 看護職員	早出	7:30　～　16:30
	日勤	8:30　～　17:30
	遅出	10:00　～　19:00
宿直職員	17:30　～　8:30	

５．施設サービス概要と利用料金

当施設では、ご入居者の各々の施設サービス計画書（ケアプラン）に基づいて、以下のサービスを提供いたします。

〈　サービスの概要　〉

①食事	管理栄養士が立てる献立表により、栄養状態は勿論のこと、入居者様のご希望や身体状況などを勘案した食事を提供します 食事時間･･･朝食　8:00 ～ 昼食　12:00 ～ 夕食　18:00 ～
②入浴	入浴は週 2 回以上行います。2 種類の浴槽（個浴・特殊浴）を完備しており、身体状況やご希望によって浴槽を選択いただけます。（ただし、ご入居者の健康状態によって、入浴ができない場合は、清拭を行います。）
③排泄	プライバシーに配慮しながら、一人ひとりの身体機能に応じて、心地良い排泄の支援をいたします。
④機能訓練	機能訓練指導員により、ご入居者の心身の状況に適した機能訓練を

	行い、身体機能の改善・維持及び減退防止に努めます。
⑤生活相談	ご入居者とそのご家族からのご相談に応じます。
⑥健康管理	医師や看護職員が健康管理を行います。
⑦その他の自立支援	寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。生活リズムを考え、衣類の着替えを行うよう配慮します。個人の尊厳に配慮し、適切な日常生活が送れるよう支援します。
⑧施設内活動及び行事予定	施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーションを企画します。 年間行事予定

1 月	お正月	7 月	七夕
2 月	節分	8 月	納涼祭
3 月	ひな祭り	9 月	敬老会 えんゆうマルシェ
4 月	お花見	10 月	焼き芋&豚汁祭り
5 月	端午の節句	11 月	紅葉狩り
6 月	あじさい見学	12 月	クリスマス

〈　利用料金　〉

当施設では、ご入居者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて

(1)利用料金が介護保険の給付対象となるサービス
(2)利用料金が介護保険の給付対象とならないサービス（利用料金の全額がご契約者の負担となります)

があります。

介護保険の給付の対象となるサービス

＜サービス利用料金（1 日あたり）＞

1）下記のサービスは全入居者に該当するサービスです。

（入居者の介護保険負担割合と要介護度別の金額です）　※一単位当たり　10.45 円（地域区分 5 級地）

サービス内容	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
基本サービス	670 単位	740 単位	815 単位	886 単位	955 単位
①看護体制加算（Ⅰ）	4 単位				
②看護体制加算（Ⅱ）	8 単位				
③夜勤職員配置加算（Ⅱ）	18 単位				
④個別機能訓練加算（Ⅰ）	12 単位				

⑤日常生活継続支援加算	46 単位				
⑥精神科医療養指導加算	5 単位				
⑦栄養マネジメント強化加算	11 単位				
小計（1 日あたりの単位数）	774 単位	844 単位	919 単位	990 単位	1059 単位
⑧介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）（小計の 17.6）	136 単位	149 単位	162 単位	174 単位	186 単位
合計	910 単位	993 単位	1081 単位	1164 単位	1245 単位
金額	9,509 円	10,376 円	11,296 円	12,163 円	13,010 円
自己負担 1 割の金額（金額の 1 割）	951 円	1,038 円	1,130 円	1,216 円	1,301 円
自己負担 2 割の金額（金額の 2 割）	1,902 円	2,075 円	2,259 円	2,433 円	2,602 円
自己負担 3 割の金額（金額の 3 割）	2,853 円	3,113 円	3,389 円	3,649 円	3,903 円

⑩科学的介護推進体制加算（Ⅱ）（⑦の対象となります）	50 単位／月	自己負担 1 割	自己負担 2 割	自己負担 3 割
	522 円／月	53 円／月	105 円／月	158 円／月

⑪生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10 単位／月	自己負担 1 割	自己負担 2 割	自己負担 3 割
	104 円／月	11 円／月	21 円／月	32 円／月

各種加算の説明

① 1 名以上の常勤の看護師の配置を行った場合に算定が可能
② 一定以上の看護職員を配置している場合
③ 必要となる夜間職員の数が一定以上配置した場合
④ 機能訓練指導員を配置し、個別機能訓練計画を作成し実施及び評価を行った場合
⑤ 介護福祉士資格を有する職員を手厚く配置した場合
⑥ 月 2 回、精神科医師による療養指導を行った場合
⑦ 管理栄養士の体制を強化し、個別栄養計画書を作成、実行した場合
⑧ 介護職員等の確保と処遇改善を目的とし、総単位数×17.6%
⑪ 見守り機器等のテクノロジーを導入し、業務改善に係る委員会等を開催している場合

2）下記のサービスは、該当する場合に提供する特別なサービスです。要介護度に関係なく、当施設の体制、入居者の身体状況の変化等により加算されます。

※一単位当たり　10.45 円（地域区分 5 級地）

加算項目		保険単位	サービス内容	届出有無
療養食加算		6 単位/回	管理栄養士の管理の下、適切な栄養量及び内容で提供されている場合（１食を１回とする）	×
若年性認知症入所者受入加算		120 単位/日	若年性認知症入居者の各々の状態に応じたサービスや環境が整えられている場合	×
経口移行加算		28 単位/日	経口移行計画を作成し、実施する場合	×
経口維持加算（Ⅰ）		400 単位/月	摂取機能障害のある方に対し、医師又は歯科医師の指示に基づき管理栄養士等が栄養管理を行った場合	×
経口維持加算（Ⅱ）		100 単位/月	経口維持加算（Ⅰ）において行う食事の観察及び会議等に、医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合	×
口腔衛生管理加算（Ⅰ）		90 単位/月	歯科衛生士により口腔ケアを月 2 回以上行った場合	○
口腔衛生管理加算（Ⅱ）		110 単位/月	（Ⅰ）に加え、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合。	○
看取り介護加算（Ⅰ）	死亡当日	1280 単位/日	医師の判断の下、終末期である利用者の看取り介護を行った場合	○
	死亡日前日及び前々日	680 単位/日		
	死亡日以前 4 日以上 30 日以下	144 単位/日		
	死亡日以前 31 日以上 45 日以下	72 単位/日		
外泊時費用		246 単位/日	入院又は外泊した場合、月に 6 日を限度として算定。但し１回の入院又は、外泊で月またがる場合は、最大で 12 月分まで算定可能。	○
初期加算		30 単位/日	入居した日から 30 日間。30 日以上の入院後、再入居した場合も同様	○
認知症専門ケア加算Ⅰ		3 単位/日	一定の条件の下、職員間での認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導会議を定期的に実施した場合	×
認知症専門ケア加算Ⅱ		4 単位/日	認知症専門ケア加算Ⅰの要件を満たしかつ、認知症介護指導者研修修了者を１名以上配置し、介護・看護職員ごとの研修計画を作成し、実施した場合	×

認知症行動・心理症状緊急対応加算		200 単位/日	認知症の行動・心理症状のある者を緊急に受け入れた場合（7 日間を限度）	×
退所時等相談援助加算	**退所時等相談援助加算**	400 単位/退所後１回	入居者及びその家族等に対して退居の相談援助を行い、かつ市町村等に必要な情報を提供した場合（入居者１人につき１回を限度）	○
	退所前連携加算	500 単位/退所後１回	居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合（入居者１人につき１回を限度）	○
	退所前訪問相談援助加算	460 単位/入所中１回	入居者の退所前に、入居者およびその家族等に対して相談を行った場合（入居中 1～2 回を限度）	○
	退所後訪問相談援助加算	460 単位/退所後１回	入居者およびその家族等に対して退所後の相談援助を行い、かつ市町村等に必要な情報を提供した場合（入居者１人につき１回を限度）	○
生活機能向上連携加算		200 単位/月	自立支援･重度化防止に資する介護を推進するため､外部のリハビリテーション専門職等と連携する場合 ※個別機能訓練加算を算定する場合 100 単位/月	×
個別機能訓練加算（Ⅱ）		20 単位/月	個別機能訓練加算（Ⅰ）を算定している入所者について､個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し､機能訓練の実施に当たって当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合。	×
排せつ支援加算		(Ⅰ) 10 単位/月 (Ⅱ) 15 単位/月 (Ⅲ) 20 単位/月	排泄障害等のため､排泄介護を要する特別養護老人ホーム等の入居者に対し､多職種が連携して支援計画を作成し､その計画に基づき支援した場合	×
褥瘡マネジメント加算		(Ⅰ)3 単位/月 (Ⅱ) 13 単位/月 ※3 月に 1 回を限度とする	入居者の褥瘡発生を予防するため､褥瘡の発生と関連の強い項目について､定期的な評価を実施し､その結果に基づき計画的に管理する場合。(Ⅱ)は(Ⅰ)に加え､評価の結果､褥瘡が発生するリスクがあるとされた方に褥瘡の発生がないこと。	×
ADL 維持等加算		(Ⅰ)30 単位/月 (Ⅱ)60 単位/月 ※3 月に 1 回を	入居者全員について､入居月と翌月から起算して 6 か月目において ADL 値を測定し、厚生労働省に提出し、指定した改	×

	限度とする	善があること。	
自立支援促進加算	300 単位/月	医師が入所者ごとに自立支援のための医学的評価を行うとともに、6 か月に 1 回見直しし、計画に基づいた介護を各職種共同で実施する。また、評価結果等の情報を厚生労働省へ提出すること。	×
再入所時栄養連携加算	400 単位/回	介護保険施設の入居者が医療機関に入院し、経管栄養または嚥下調整食の新規導入など、施設入居時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合について、介護保険施設の管理栄養士が当該医療機関の管理栄養士と連携して、再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合	×
在宅サービスを利用した時の費用	560 単位/日	入居者に対して居宅における外泊を認め、当該入所者が、介護老人福祉施設により提供される在宅サービスを利用した場合	×
認知症チームケア推進加算	(Ⅰ) 150 単位/月 (Ⅱ) 120 単位/月	個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、カンファレンスを開催し、チームケアを行い、見直しを行っていること。	○
協力医療機関連携加算	100 単位/月	協力医療機関との実効性のある連携体制を構築するため、入居者の現病歴等の情報共有を行うよう見直しを行う。	○
退所時情報提供加算	(Ⅰ) 500 単位/回 (Ⅱ) 250 単位/回	（Ⅰ）入居者が居宅へ退居した場合。退居後の主治医に対して情報を提供した場合。 （Ⅱ）入居者が医療機関へ退退居した場合。退居後の主治医に対して情報を提供した場合。	○
新興感染症等施設療養費	240 単位/日 ※最大 5 日	入居者が厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入居者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合。	○

高齢者施設等感染対策向上加算	(Ⅰ)10 単位/月 (Ⅱ)5 単位/月	施設内で感染者が発生した場合に、感染者の対応を行う医療機関との連携の上で施設内での感染者の療養を行うこと。	○

※介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、料金表の利用料金全額をお支払ください。利用料のお支払と引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。
※サービス提供証明書及び領収書は、後に利用料の償還払いを受けるときに必要となります。
※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご入居者の負担額を変更します。
※サービスの利用料金は、利用日数により端数計算処理する上において、誤差が生じる場合があります。

（２）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①居住費　　ご入居者の居住に要する費用（光熱水費相当含）です。

②食費　　ご入居者に提供する食材料及び調理にかかる費用相当です。

※①及び②については、所得の段階に応じて、上限額が定められます。

〈食費・居住費の自己負担上限額（1 日あたり)〉

段階区分	食事にかかる自己負担	居住費にかかる自己負担金（円）	（食事費+居住費）合計②（円）
第一段階	300	880	1,180
第二段階	390	880	1,270
第三段階①	680	1,370	2,050
第三段階②	1,420	1,470	2,890
上記以外の方	2,000	3,000	5,000

※居住費や食費は、施設との契約により、施設毎に異なります。
※負担軽減を受けるためには、『介護保険負担限度額認定証』が必要です。市の窓口（高齢者福祉課又は各総合支所福祉課）に『介護保険負担限度額認定申請書』を提出し、『介護保険負担限度額認定証』の交付を受け、当施設に提出してください。

③おやつ・飲み物代

希望により提供させていただきます。
利用料金：　1 日　160 円

④理髪・美容代

希望により、理容･美容師の出張によるサービス（調髪）をご利用いただけます。
利用料金：　　実費　（委託業者による）

⑤電気器具の使用料

以下の電気器具を施設へ持ち込みされ、ご使用される場合にご負担いただきます。

テレビ・オーディオ機器・冷蔵庫・空気清浄機・加湿器・電気毛布類　以上６点

利用料金：1 品目につき 1 日　50 円

⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご入居者の日常生活に要する費用で、ご負担いただくことが適当であるものにかかる費用。（おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。）

⑦外出支援や施設外活動

ご入居者の希望により行う外出支援や施設外活動を行っていただくことができます。

利用料金：費用が発生する場合は、その実費を負担いただきます。

⑧居室の明け渡し等について

ご入居者が、契約終了後も居室を明け渡されない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金を請求します。

サービス利用料金　+　居室料　3,000 円/日

ご入居者の 要介護 料金／日	要介護３ 14,808 円	要介護４ 15,707 円	要介護５ 16,595 円

※経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。

その場合、事前に変更内容と変更事由について説明し、文書にて同意を得ます。

（３）利用料金のお支払い方法

前記（１）、（２）の料金・費用は、原則として自動引落しとし、月末締め請求、翌月 28 日（休日の場合は翌銀行営業日）に引落しとさせていただきます。

※利用料を振込まれる場合は、振込み手数料をご負担いただきますよう、お願いいたします。

（４）入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご入居者の希望により、下記協力医療機関において診察や入院治療を受けることができます。

但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診察・入院治療を義務付けるものでもありません。

① 嘱託医

医療機関の名称	社会医療法人誠光会　淡海医療センター　淡海ふれあい病院
所　在　地	草津市矢橋町　1660
診　療　科	総合内科・消化器内科

・精神科嘱託医

医療機関の名称	おうみのくにクリニック
所　在　地	滋賀県大津市大萱 1-18-34 中川ビル 4 階
診　療　科	精神科

② 協力歯科医院

医療機関の名称	社会医療法人誠光会　淡海医療センター
所　在　地	草津市矢橋町 1660

③ 協力医療機関

医療機関の名称	社会医療法人誠光会　淡海医療センター　淡海ふれあい病院
所　在　地	草津市矢橋町　1660
診　療　科	内科、脳神経外科、循環器、消化器科、外科、整形外科、眼科等

６．入退去の手続き

（１）ご入居の手続き

滋賀県内の特別養護老人ホーム入所ガイドラインに基づき入居選考に関する基準および手続き等を定めています。所定の申込書に必要事項を記入し、必要書類を添付して施設窓口に提出下さい。当施設の入居検討委員会で優先順位に基づいて入居決定を行います。ご入居と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※事前に担当の介護支援専門員等とご相談の上、入居申込してください。

（２）施設の退居の手続き

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由が無い限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退去していただくことになります。

①ご入居者のご都合で退去される場合

退去を希望する日の７日前までに契約解除届出書をご提出ください。

②自動終了

以下のような事由がある場合、当施設との契約はその時点で終了し、ご入居者に退去していただくことになります。

① ご入居者がお亡くなりになった場合
② 要介護認定によりご入居者の心身の状況が自立、要支援、要介護 1 又は 2（特例入所の場合は除く）と判定された場合
③ 事業者が解散、破産した場合、又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
④ 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
⑤ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合

③契約者からの契約解除

① 事業者もしくはサービス従業者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉サービスを実施しない場合
② 事業者もしくはサービス従業者が守秘義務に違反した場合
③ 事業者もしくはサービス従業者が故意または過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続し難い重大な事情が認められる場合
④ 他の入居者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

④その他

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

① ご入居者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
② ご入居者によるサービス利用料金の支払いが 1 ヶ月以上遅延し、督促したにもかかわらずこれが支払われない場合
③ ご入居者が、介護老人保健施設等に入所した場合または介護療養型医療施設に入院した場合
④ ご入居者が、連続して 3 ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合、もしくは入院した場合
⑤ 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合

☆ ご契約者が病院等に入院された場合の対応について

当施設に入居中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、介護保険制度に基づいて以下の通りとします。

① 検査入院等、6 日間以内の短期入院の場合

6 日以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。

ただし、入院期間中であっても入院した日の翌日から 6 日以内は所定の利用料金及び居住費をご負担いただきます。

② 7 日間以上 3 ヶ月以内の入院の場合

3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。

※３カ月以内に退院が見込まれる場合は、当施設に事前にご連絡をお願いします。

③ 居住費について

入居者が入院期間中において、居室が契約者のために確保されている場合は、所定の居住費をご負担いただきます。**入院日から７日目以降は基準費用額の全額**をご負担いただきます。

④ 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、ご入居者または身元引受人等と相談のうえ、契約を解除する場合があります。

⑤ 入院中の居室で短期利用を行う場合

入居者が入院期間中において、短期入所生活介護利用者の利用要望があり、別途同意を頂いた場合は居室を利用することがあります。尚、短期利用期間中は③の利用料金をお支払いいただく必要はありません。

（3）円滑な退去のための援助

ご入居者が当施設を退去する場合には、ご入居者の希望により、当施設はご入居者の心身の状況置かれている環境等を勘案し、円滑な退去のために必要な以下の援助をご入居者に対して速やかに行います。

① 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
② 居宅介護支援事業者の紹介
③ その他保健医療サービス又はサービスの提供者の紹介

７．身元引受人

契約締結にあたり、身元引受人の選任をお願いいたします。入居契約が終了した後、当施設に残されたご入居者の所持品（残置物）をご入居者自身が引き取れない場合は、「身元引受人」に引き取っていただきます。また、引き取りに係る費用については、ご入居者又は身元引受人にご負担いただきます。身元引受人の方をご入居者に関する代理人とさせていただいておりますが、成年後見人等の法的手続きにて選任された方を代理権限者として優先させていただきます。

８．非常災害対策

非常災害対策に備えて、消防計画・風水害や地震などの自然災害に対処する計画を作成し、防火管理者を定め避難救出その他必要な訓練を実施します。また、火災時等の発生の際に本事業を継続できるよう他の社会福祉施設等と連携及び協力体制を構築するよう努めます。

９．権利擁護と虐待防止

ご入居者の人権擁護や虐待防止のために従業者に対し研修会などを開催し従業者の資質向上を図るとともに、その責任体制を明確にした施設となるよう取組みます。

・カスタマーハラスメントに対する方針

当施設は、ご利用者への良質なサービス提供を維持するため、厚生労働省の方針に基づき、職員が

安心して働ける職場環境の整備に努めています 。以下のような、職員の尊厳を傷つける「業務の適正な範囲を超えた言動」に対しては、組織として毅然とした対応を行います 。

- 対象となる行為の例
  - 暴力・威嚇： 殴る、蹴る、物を投げつける、または脅迫的な発言を行うこと 。
  - 精神的攻撃： 職員に対する罵声、侮辱、人格を否定するような言動 。
  - 過大な要求： 長時間の拘束（居座りや長電話)、合理的理由のない謝罪の強要 。
  - 性的言動： 職員の身体に触れる、性的な内容の発言、執拗な誘い 。
  - 不当な介入： SNS やインターネット上での誹謗中傷、プライバシーを侵害する情報の掲載 。
- 発生時の対応
  - 事案が発生した場合は、速やかに事実関係を確認し、被害にあった職員のケアを最優先に行います 。
  - 悪質なケースにおいては、弁護士等の外部専門家や警察と連携して対処する場合があります 。
  - ハラスメント行為が継続し、信頼関係の維持や安全なサービス提供が困難と判断される場合には、サービスの提供をお断り、または中止させていただくことがあります 。

１０．暴力団員による不当行為の防止

当施設の管理者や従業者は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員を言う）であってはならないものとし、その施設運営において暴力団員の支配を受けないものとします。

１１．個人情報保護

当施設の従業者は、個人情報保護法を遵守し、秘密を保持します。ただし、当施設の定めた「個人情報に関する取扱い基本方針」に添って適正に個人情報を取り扱うものとします。

１２．サービス内容に関する相談・苦情

①当施設ご利用者相談・苦情担当

窓口	電話番号	備考
特別養護老人ホーム えんゆうの郷	077－598－1866	担当者；施設介護支援専門員 生活相談員 介護職員（責任者） 受付時間；月曜日～金曜日 ９：００～１７：００

② 当施設以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

窓口	住所	電話番号
草津市役所 健康福祉部介護保険課	草津市草津三丁目 13－30	077－561－2369
滋賀県健康医療福祉部 医療福祉推進課	大津市京町四丁目 1－1 滋賀県庁	077－528－3523
滋賀県国民健康保険 団体連合会　介護保険課	大津市中央四丁目 5－9	077－522－2651
社会福祉法人　誠光福祉会 第三者委員 多々良由利子	草津市笠縫東まちづくり センター　事務局長	施設を通じてお取り次ぎします
社会福祉法人　誠光福祉会 第三者委員　　保田　忠代		施設を通じてお取り次ぎします

１３.介護サービス第三者評価の実施状況

実施無し

令和　　年　　月　　日

本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者

名　称　　社会福祉法人　誠光福祉会
法人所在地　　滋賀県草津市南山田町 761 番地
代表者名　　理 事 長　　蔭山　清司　　印

説明者

所　属　　特別養護老人ホーム　えんゆうの郷

職　名　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受けました。

本　人

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

身元引受人

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
本人との関係　　（　　）

代筆された場合、その理由＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

〈重要事項説明書付属文書〉

１．施設の概要

（１）建物の構造　鉄骨２階建て

（２）延床面積　5930.13 ㎡

（３）事業内容　特別養護老人ホーム　130 床/13 ユニット

短期入所生活介護　　10 床/１ユニット

（４）施設運営・職員行動指針　「開心見誠」…心を開き誠意をもって人と接しよう

「回光返照」…自分本来の姿を振りかえるような心のゆとりを持ち続けよう

２．契約締結からサービス提供までの流れ

ご入居者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入居後作成する「施設サービス計画（ケアプラン)」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン)」の作成及びその変更は次の通り行います。

当施設の介護支援専門員（ケアマネジャー）に施設サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。

↓

その担当者は施設サービス計画の原案について、ご入居者及びその身元引受人等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。

↓

当施設サービス計画は、ご入居者の心身等の変化により変更が必要と判断した場合、もしくはご入居者及びその身元引受人等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご入居者及びその身元引受人等と協働して、施設サービス計画を変更します。

↓

施設サービス計画が変更された場合には、ご入居者又は身元引受人等に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

３．サービス提供における事業者の義務

当施設は、ご入居者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

① ご入居者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。

② ご入居者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご入居者から必要事項を聴取、確認します。

③ ご入居者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の 30 日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。

④ ご入居者に提供したサービスについての記録は、退去後 2 年間保管するとともに、ご入居者又は身元引受人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。

⑤ ご入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、ご入居者又は他のご入居者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

⑥ 事業者及びサービス従業者は、サービスを提供するにあたって知り得たご入居者又は身元引受人等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）

ただし、ご入居者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご入居者の心身等の情報を提供します。

また、ご入居者の円滑な退去のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご入居者又は身元引受人等の同意を得ます。

４．施設利用の留意事項

当施設のご入居にあたって、施設に入居されている他の入居者との共同生活の場として快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

（１） 持ち込みの制限

ご入居にあたり、お部屋の可能な範囲内で、身の回り品については自由にお持ち込みいただいて結構です。ただし、防災管理上の危険物や衛生上有害な物品の持ち込みは禁止致します。

（２）面会

面会時間は、9：00～17：30までとさせていただきます。ご面会者は、必ず当施設が指定する届出書を記入し、その都度職員に届け出してください。

※上記の面会時間以外に面会を希望される場合は、一度、施設までご連絡ください。

※ご家族が宿泊をご希望される場合は、事前にご相談ください。

（３）外出・外泊

外出・外泊をされる場合は、事前に所定の届出書を記入してお申し出ください。

（４）食事

朝食・昼食・夕食の三食の食事が不要な場合は、事前にお申し出ください。

（５）施設・設備の使用上の注意

・居室及び共用設備、敷地をその本来の用途に従って利用してください。

・故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご入居者の自己負担により原状に復していただくか、又は相当する代価をお支払いただく場合があります。

・ご入居者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご入居者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。
ただし、その場合、ご入居者のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

・当施設の従業者や他のご入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

（６）喫煙

施設敷地内は、全スペース禁煙となっておりますのでご協力ください。

５．事故発生時の対応

① 指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入居者の身元引受人等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

② 指定介護福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

④ 当施設は事故が生じた際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。